

新たに障害者の
雇い入れを考えてい
る事業主の皆さま



茨木市では、障害者を雇用
した事業主に対して、
奨励金を支給する制度を
設けています。

茨木市障害者雇用奨励金制度

対象となる事業主

茨木市内に住所を有する重度身体障害者、重度知的障害者、知的障害者、精神障害者を雇用保険の一般被保険者として雇用しており、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）を受給した、従業員数が300人以下の事業主の方

※ただし、令和6年4月1日以降に支給対象期（第1期）の初日が到来する申請については、市外に事業所を置く障害者雇用促進法第44条及び第45条の適用を受ける特例子会社等を除きます

支給対象期間及び支給額

支給対象期間は、特定求職者雇用開発助成金の支給が終了した月の翌月から起算します。なお、給与の支払をしなかった月が2月以上ある場合は、申請できません。

対象労働者	支給額※1	支給対象期間
重度身体障害者 重度知的障害者	90万円 (第1期：30万円、第2期：30万円、 第3期30万円)	1年6か月
上記の短時間労働者※2 の場合	42万円 (第1期：21万円、第2期：21万円)	1年
精神障害者 重度以外の知的障害者	42万円 (第1期：21万円、第2期21万円)	1年

※1 支給対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期、第3期）として、支給対象期ごとに支給します。

※2 短時間労働者とは、1週間の労働時間が20時間以上30時間未満の雇用保険の一般被保険者をいいます。